

## 春日市こども・子育て支援拠点遊具設置等業務仕様書

### 1 業務名称

春日市こども・子育て支援拠点遊具設置等業務

### 2 業務目的

いきいきプラザ1階に新たに整備し、主用途で使用しないときに屋内遊び場として開放する活動室3に、可動式遊具等を導入することで、親子の関心を惹く魅力ある空間をつくる。このことにより、親子の日常的な利用を増やし、困っている自覚のない場合を含め、課題がある親子が早期に相談・支援機関につながる環境を整備する。

※ こども・子育て支援拠点整備事業及び同事業における本業務の位置付け

こども・子育て支援拠点整備事業は、いきいきプラザのこども・子育て支援拠点としての機能強化のため、2期に分けて改修工事を実施するものである。

1期（令和8・9年度）は、1階を中心に改修を行う。通級指導教室跡地等を改修し、「親子交流ふれあいスペース」を整備する。親子交流ふれあいスペースでは、主に食事・睡眠・運動に着目した諸室等を整備し、地域活動をする関係者の力を借りながら、様々な取組を実施する。

このうち、活動室3は、主に運動に着目した事業等を行う場とするが、事業等がない日には、屋内遊び場として開放し、「子どもが主体的に行動し遊ぶ中で、心と身体の成長を促す場」「親子が触れ合える機会を創出し、子どもの成長や学びに気づける場」「子育て世代どうしのコミュニケーションも図れる交流の場」とする。

本業務では、整備した活動室3を屋内遊び場として使用する場合は可動式遊具を製作・納品するものである。

### 3 契約期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、遊具等は、令和9年3月19日（金）までに納品・設置完了し、発注者の検査に合格しなければならない。

### 4 屋内遊び場の基本コンセプト

(1) 市内の未就学児（メインターゲットは、0～2歳児（※））を対象に、運動能力や非認知能力・創造性等を育む遊具や備品等を配置し、子どもが主体的に行動し遊ぶ中で、心と身体の成長を促す場とする。

(2) 親子が触れ合える機会を創出し、子どもの成長や学びに気づける場にするとともに、希望に応じて、子育て世代どうしのコミュニケーションも図れる交流の場とする。

(3) 親子にとって居心地がよく「また遊びに来たい」と思える空間を目指す。

（※）当該年度（4月～翌年3月）において3歳になる児童を含む。以下、同じ。

## 5 施設概要

### (1) 施設名称 (所在地)

春日市いきいきプラザ (春日市昇町1丁目120番地)

1階 活動室3

### (2) 構造等

RC造3階建

## 6 業務内容

### (1) 遊具等計画の策定

#### ア 基本的事項

(ア) 活動室3を屋内遊び場として活用する際に配置する遊具・玩具、備品等に関する計画(以下「遊具等計画」という。)を策定する。

(イ) 遊具等計画の記載事項は、次のとおりとする。

- ① 遊具等の名称、規格、数量、特長(子どもの発達への有効性等を踏まえたもの)及び価格(単価(税込))
- ② 遊具等の写真(又は画像)
- ③ 遊具等の耐用年数、管理方法及び維持管理費
- ④ 遊具等設置平面図及びその他施工に必要な図面(下地の設置が必要な場合は、その位置等がわかるもの)
- ⑤ 遊具等収納図(遊具等を倉庫1及び倉庫1前の壁面収納(KG-12 2箇所)(詳細は、別添1及び別添6参照。以下「倉庫1等」という。)に原則として全て収納できることが分かる図面)
- ⑥ 職員配置想定図(遊具等を標準的に配置した場合に必要な職員数及び配置等について提案するもの)
- ⑦ 設置までのスケジュール(製作、設置に要する期間を盛り込む。)
- ⑧ その他必要な事項

(ウ) 遊具等設置平面図(6(1)ア(イ)④)は、遊具等を活動室3に設置した場合の配置平面図とする。受注者の提案により複数の配置パターンがある場合は、当該パターンの数の分の遊具等設置平面図を作成する。遊具等設置平面図の作成に当たっては、6(1)イ及びウを参照すること。

(エ) 遊具等は、倉庫1等に原則として全て収納できるものを計画し、実際に収納したときの配置が分かる遊具等収納図(6(1)ア(イ)⑤)を作成する。遊具等の規格については、収納先となる倉庫1等の有効開口を通ることを確認すること(遊具等を簡易な手順(分解等)により小さいパーツにし通る場合も可とする。)(遊具等の収納に係る条件は、6(1)イ(ア)も参照のこと。)

倉庫1有効開口：幅1200mm×高さ2100mm

倉庫1内天井高：2400mm

※その他の詳細は、別添1、別添6及び参考図面(実施要領9)参照

加えて、活動室3の汎用的な利用や収納に係る手間の低減のため、部分的な収納な

どの別の収納方法も可能であれば提案すること。部分的な収納などを提案する場合は、活動室3内に残る遊具等を布やカーテン等で隠すなど処置も追加提案すること。また、当該処置に係る費用も事業費に盛り込むこと。

(例) 部分的な収納の提案例

- ・ 収納の手間がかかる大型遊具や壁面遊具は、収納せずに、活動室3内に屋内遊び場以外の用途で使える広い空間を作れることを提案する。
- ・ この場合、壁面遊具をカーテンで隠し、大型遊具をパーティションや布で隠す等の処置を提案し、その費用を事業費に盛り込む。

(オ) 遊具等計画は、本件公募における受注者の提案内容を基本に、発注者と協議し、精査・確定するものとする。この際、受注者は、発注者の希望を可能な限り反映させるものとする。

(カ) 遊具等計画は、春日市の予算の範囲内に収めるとともに、令和9年3月19日(金)までに遊具等の設置が完了し、発注者の検査に合格できるように計画しなければならない。

(キ) 遊具等計画は、春日市の承認をもって確定するものとする。

(ク) 遊具等計画は、その一部又は全部を、市報・春日市ウェブサイト等で公表することがある。計画に掲載する画像等の著作権その他の権利で公表に支障が生じるものがある場合は、適切に処理し、発注者における公表に支障がないようにすること。やむを得ず公表に適さない部分が残る場合は、その箇所を明示すること。

イ 遊具等の選定及び空間づくりの考え方

(ア) 0～2歳児をメインターゲットに、未就学の幅広い年齢の子どもたちが楽しめる可動式の遊具・玩具を選定すること。なお、選定する遊具数の基準はないが、遊具等を倉庫1等に原則として全て収納できるようにすること。ただし、壁面遊具等、占有延べ床面積が極小であるもので、収納しなくても他用途での活動室3の使用に支障を生じないと発注者が認められる遊具等は、常設として提案しても差し支えない。常設する遊具等を提案する場合は、部分的な収納の提案のときと同様に、当該常設遊具等を隠せるカーテンの設置等の処置も必ず提案すること。

(イ) 各年代の子どもたちの成長・発達に合わせた遊具・玩具であって、自由な発想で遊びを展開でき、非認知能力や創造性を育む遊びの空間となるよう計画すること。「ワクワク感」「やりたい」などの子どもたちの意欲を引き出し、直接体験から「学び」が生まれるような環境づくりの考え方や「幼児期に身につけたい36の基本動作」(スポーツ庁委託事業 子供の運動習慣アップ支援事業)の考え方を積極的に取り入れること。

(ウ) 以下の例を参考にゾーニングを検討すること。ゾーンの数や各ゾーンの面積の目安はないため、提案すること。

【ゾーニング参考例1】

①	ベビーゾーン	主に0～2歳児が安心して遊べるゾーン
②	静のゾーン	知的発達の促進に貢献できる遊びができるエリア
③	動のゾーン	基礎的な体力向上や運動能力の発達を促す運動遊びを取り入れた遊具エリア

④ その他のゾーン 事業者の提案によるゾーン（提案任意）

【ゾーニング参考例2】

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| ① 0歳ゾーン   | 主に0歳児を対象にしたゾーン     |
| ② 1歳ゾーン   | 主に1歳児を対象にしたゾーン     |
| ③ 2歳ゾーン   | 主に2歳児を対象にしたゾーン     |
| ④ その他のゾーン | 事業者の提案によるゾーン（提案任意） |

(エ) ゾーニングの検討に当たっては、利用する親子の安全性やスタッフの管理のしやすさ等の視点で、動線も考慮すること。活動室3の入口部分や遊具と遊具の間で人流の停滞が起きにくいような動線の工夫をすること。

(オ) 遊具等や空間の可動性・可変性等により、変化を持たせ、利用者に飽きさせず継続的な利用につながるようなものとする。

(カ) 保護者が見守れる、又は、一緒に遊べることを意識した遊具選定・空間づくりを行うこと。また、希望する保護者どうしの交流の促進も意識すること。見守り等のために必要な備品（ツール等）を、あわせて計画すること。

(キ) 遊具等のデザインは、事業者の提案により、他施設にはない工夫を凝らしたものとす。なお、他施設とのデザインの差別化そのものが目的ではないため、必ずしも春日市から連想されるモチーフ（文化財、春日市マスコットキャラクター、ナギの木、ユリの花など）を取り入れたデザインとする必要はない。子どもたちが「ワクワクする」「楽しい」「また来たい」と思えるデザインであることや、シンボリックであることを重視する（検討の結果、春日市から連想されるモチーフを取り入れることも可）。

(ク) ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮すること。

(ケ) 死角を少なくし、最小限のスタッフ配置が可能な空間とすること。屋内遊び場の配置スタッフ数は、保護者の見守りを前提に、2人以下を想定している。

(コ) 遊具の選定・配置により必要となる壁・床・柱等の安全対策（壁・柱等をクッション性のある素材で覆う等）も併せて講じ、所要の費用を事業費に盛り込むこと。例えば、子どもがジャンプすることを想定する遊具等の周辺にクッション性の高いマットを敷くこと等を想定している。なお、活動室3の床仕上げは、シート（厚さ4.5mm）となっている。

(サ) 本仕様書に個別に規定されているものを除き、造作や施工は業務外である。

(シ) 提案する遊具等を用いた事業等（行政利用、地域で活動する人の利用）について提案すること。

ウ 遊具等の提案基準

(ア) 遊具・玩具は、公共施設の屋内遊び場に設置することがふさわしい、安全性（物理的安全性、誤飲防止、素材の安全性等）が十分に確保されたものを選定すること。提案に当たっては、選定する遊具・玩具に応じた適切な基準・認証・保証制度等（※）による安全性の裏付けを併せて示すこと。加えて、一般社団法人日本公園施設業協会（以下「JPFA」という。）の公園施設団体賠償責任保険等の生産物賠償責任保険の対象となる製品とすること。

(※) 安全性に係る認証・保証制度等の例

- ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版)」(国土交通省)
- ・「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)」(JPFA)
- ・EN1176/EN1177(欧州標準化委員会(CEN))
- ・CEマーク(欧州連合(EU))
- ・STマーク(日本玩具協会)
- ・CSD認証(JPFA)
- ・ISO 8124-1
- ・上記の基準・認証・保証制度等相当の基準

(イ) 遊具・玩具については、不用意に口に入れても人体に影響がない素材や誤嚥窒息を予防する大きさとする。遊具等の規格は、納品及び倉庫1等への収納を想定し、納品時の搬入経路(風除室の自動扉、エントランス先の靴箱周辺、西側ポーチの扉等)や倉庫1等の扉の有効開口を通せるものとする(遊具等を簡易な手順(分解等)により小さいパーツにし通る場合も可とする。)(別添6及び別添7参照)。

(ウ) 壁・床・天井に固定する遊具・備品を提案することもできる。ただし、固定のために、アンカー等の施工が必要な場合は、事前に発注者に協議するものとする。アンカー等を施工する場合、屋内遊び場以外で活動室3を利用するときの支障にならないよう、保護策を講じること。施工及び保護策に要する費用も事業費に盛り込むこと。

(エ) 素材・構造等については、メンテナンス性や耐久性に優れ、できるだけ専門知識や特別な機材や溶剤がなくても、容易に清掃・消毒・日常点検・補修(部品交換)が行えるものとする。なお、ボールプール等、定期的な清掃等に特別な機材が必要な遊具は、当該特別な機材も提案に含め、所要の費用を事業費に盛り込むこと。

(オ) 導入後の維持管理費等をなるべく抑えた提案とすること。運営が始まると消耗が見込まれる小さな玩具等については、1年分の消耗に対応したストック分も、遊具等と合わせて納品することとし、その費用を事業費に盛り込むこと。

(カ) 遊具等は、収納のしやすさも重視して選定すること。収納のしやすさとは、簡易な手順、短い時間、少ない人数で収納できることを基本にしつつ、部分的な収納(6(1)ア(エ))などにより、簡易な手法でスペースを一定空けることができることも含む。

(2) 遊具等の製作

ア 遊具等計画の確定後(受注者による承認後)、製作に着手するものとする。

イ 製作の着手後、契約の仕様によりがたい事情が生じた場合は、直ちに発注者と協議するものとする。

(3) 遊具等の納品・設置作業

ア 納品日・設置作業日の調整

遊具等の納品日・設置作業日は、令和9年3月19日(金)までの期間の日とし、事前に発注者に協議し、了承を得ること。成人検診、乳幼児健診の実施日(実施時間)は、納品や資材の搬入は行えない。

納品・設置作業日は、協議により複数日に分けることも可能とする。

なお、活動室3・倉庫1等に係る工事の完了後、令和9年2月には、納品等が行える予定であるが、工事の進捗等により変動する可能性もあるため、詳細なスケジュールは、発注者及び工事業者と密に調整すること。

#### イ 作業時間

遊具等の納品・設置作業（以下「納品等」という。）は、原則として、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に完了すること。ただし、変更の必要がある場合は、発注者と協議するものとする。

なお、納品・設置作業時間は、協議により複数時間に分けることも可能とする。

#### ウ 納品等に係る費用負担

納品等に係る一切の費用（運搬、設置、組立、施工等に要する費用）は、受注者の負担とする。

#### エ 納品等の手順

##### （ア）養生等

搬入及び取り付け時等に損傷のおそれがある遊具等は、適切な方法で養生して作業を行うこと。

納品等のときは、搬入経路を適切に養生し、施設及び製品に損傷がないようにすること。万一、施設及び製品に損傷を与えた場合は、直ちに発注者に報告のうえ、受注者の責任のうえ補修を行うこと。補修に要する費用は、受注者の負担とする。

##### （イ）騒音・振動対策

遊具等の固定のための施工や納品・設置作業等において、騒音・振動が想定される場合は、事前に適切な対策を講じること。

##### （ウ）清掃・後片付け

納品等のときに発生したゴミ・不要となった搬入資材（養生材、梱包材）等は、受注者が処理及び清掃を行うこと。

納品等の完了後に、施設内外の搬入経路に汚れやゴミ等が残っていないか確認し、汚れ等やあれば直ちに清掃すること。作業日が複数日に分かれる場合は、作業日ごとに清掃・片付けを行うこと。

#### オ 納品物の検査

（ア）納品等のときに、発注者（検査職員）が次の基準により検査を行う。検査は、「遊具等の使用・管理方法をまとめた職員向け説明書類」（6(4)ア(ア))に基づく受注者からの説明を受けながら行うものとする。

- ① 遊具等計画どおりの製品になっているか（規格、数量等）
- ② 計画どおりに活動室3に配置できるか
- ③ 計画どおりに倉庫1等に収納できるか

（イ）検査の結果、契約不適合があった場合は、発注者は、契約書の規定に基づき、履行の追完等を請求できる。

（ウ）納品物の性質により、納品等のときに上記の検査をすることが難しいものは、納品等の前に、製造地等で事前検査を行うことができる。

#### カ 納品等の時期の変更

遊具等の納品等を行う活動室3は、別途発注者が実施する工事で新たに整備するものである。当該工事の遅れのため、本仕様書に定める期日までに納品等を行うことができない場合は、変更契約により契約期間を延長したうえで、納品等及び検査の時期を遅らせることとする。新たな納品等の期日は、発注者・受注者協議のうえ、決定するものとする（8参照）。

#### (4) 遊具等の説明

##### ア 遊具等の説明書類の作成

(ア) 次の2種類の説明書類を作成する。

対象	職員向け	利用者向け
掲載事項	①遊具等の名称、写真（又は画像）、規格、利用方法及び利用上の注意事項（利用者目線）、特長（子どもの発達への有効性等を踏まえたもの） ②日常的な管理方法（清掃、点検、管理上の注意事項、その他必要な事項） ③収納・設置手順 ④破損時等の連絡先 ⑤その他発注者が必要と認める事項	①遊具の名称、写真（又は画像）、利用方法及び利用上の注意事項（利用者目線）、特長（子どもの発達への有効性等を踏まえたもの） ②その他発注者が必要と認める事項
体裁・デザイン	・ A4判 ・ ページ数任意	・ A4判 ・ 2ページ以内（A4判1枚での利用者配付を想定） ・ 親子が親しみやすく、手に取ってみたいと思えるデザインとすること。
その他	専門用語はできるだけ避け、簡潔で分かりやすいものとする。	

※ 説明書類の対象とする遊具等の範囲は、発注者・受注者の協議により決定する。

※ 掲載事項・体裁・デザイン等は、受注者の提案により、発注者が認めた場合は、変更することができる。

(イ) 提出は、以下の形式の電子データによること（①②両方）。

① PDF

② Windows officeソフト（word、excel、power point）で編集可能な形式

(ウ) 遊具等の納品等に係る検査（6(3)オ）の日の前日までに提出すること。

##### イ 遊具等の説明書類の説明

納品物の検査（6(3)オ）のときに説明資料の内容を発注者に説明すること。

(5) その他

ア 打合せ

業務の進捗に合わせ、発注者と必要な打合せを行うこと。

発注者が別途実施する工事（こども・子育て支援拠点整備工事）の定例工程会議（週1回）に、工事の進捗・議題に応じ参加すること。

イ 業務の遂行状況の報告

受注者は、発注者が求めたときは、業務の遂行状況を報告しなければならない。

ウ 関連工事事業者等との連携・協力

受注者は、こども・子育て支援拠点整備事業における工事全体の設計監理業務及び各種工事（建築、電気、機械）の請負業者とは、密に連携を図り、事業の円滑な進捗に協力しなければならない。

設置する遊具等の種類に応じ、設置時期、下地の位置や設備等の設置位置等の必要な調整を行うこと。

エ 廃棄物の処理

本業務において生じる廃棄物は、法令に基づき受注者の責任と費用負担において適正に処理すること。不法投棄等により第三者に損害を与えるような行為のないようにすること。

オ 契約不適合時等の対応

(ア) 遊具等の引き渡し後、最低1年間を契約不適合責任期間とし、通常の利用及び使用（職員及び利用者の重大な過失又は故意による破損等は除く。）により1年以内に異常が生じた場合は、異常箇所の調査を行うこと。調査の結果、部品・材料の不良又は製作の不備に起因する故障・破損については、受注者が無償にて修理又は部品の交換を速やかに行うこと。

(イ) 上記期間後に、遊具等に不具合が生じた場合等は、発注者の要請に応じ、合理的な対価での修繕等に積極的に協力すること。

7 成果品

(1) 遊具等計画（6(1)）

ア 契約締結後速やかに提出する。

イ 提出は、以下の形式の電子データによること（(ア)（イ）両方）。

(ア) PDF

(イ) 次のいずれかの形式

①Windows office ソフト（word、excel、power point）で編集可能な形式

②jww 及び dxf

(2) 遊具等

遊具等計画に基づく遊具等を納品・設置する（6(3)参照）。

令和9年3月19日（金）までに納品・設置し、発注者の検査に合格する必要がある。

(3) 遊具等の説明書類（6(4)参照）

遊具等の納品等に係る検査の日の前日までに、電子データで提出すること。

(4) その他の書類

契約期間満了までに以下のものを提出すること。

	説明	形式
ア 納品書	遊具等に関する納品書（任意様式）	・電子データ（PDF）
イ 写真台帳	遊具等の納品等のときに撮影したもの。遊具等の納品等のときの状態を事後に確認するためのもの	・電子データ（PDF及びWindows officeソフト（word、excel、power point）で編集可能な形式 ・紙（A4判）3部
ウ 施工図面	遊具等の固定等のため施工を伴う場合	・電子データ（jww及びdxf） ・紙（A3判）3部
エ 保証書	遊具等の保証書	・原本の形式

## 8 変更契約に係る特記事項

発注者における工事の遅れのため、本仕様書に定める期日までに納品等を行うことができない場合は、変更契約により契約期間を延長したうえで、納品等及び検査の時期を遅らせることとする（6(2)カ）。

- (1) 納品等及び検査の時期の変更により、受注者における費用負担の増が生じない場合の変更契約は、契約期間の延長、納品等及び検査の時期の変更についてのみ行い、契約金額の変更は行わないものとする。
- (2) 納品等及び検査の時期の変更により、受注者における費用負担の増が生じる場合の変更契約は、契約期間の延長、納品等及び検査の時期の変更に加え、当該費用負担の増に応じた契約金額の変更を行うものとする。ただし、契約金額の変更は、発注者の予算の範囲内で行うものとする。